武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">交通災害共済申込者一覧</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　総務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">佐賀県市町交通災害共済加入申込書の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１通し番号、２受領年月日、３電話番号、４氏名（カタカナ）、５加入者人数、６住所（町名のみ）、７受付場所、８起票日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">武雄市に住民登録をしている者（市外に一時的に転出している者も含む。）で、佐賀県市町交通災害共済加入申込書の申込者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された加入申込書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　総務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	―
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備考	―

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">新退職報奨金システム</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　防災・減災課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">消防団員の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１団員番号、２氏名、３性別、４生年月日、５所属分団等階級、６住所、７電話番号、８職業、９退職報償金関係、１０死亡退職情報、１１消防団員履歴、１２消防表彰歴</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">武雄市消防団に属しているもの
武雄市消防団に属していたもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">武雄市消防団から提出された武雄市消防団団員名簿</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">武雄市消防団</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　防災・減災課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　□無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">武雄市消防団団員名簿</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　防災・減災課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">消防団員の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１階級、２入団年月日、３在団年数、４氏名、５生年月日、６住所、７行政区、８自宅（携帯）電話番号、９勤務先及び職業、１０勤務先電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">武雄市消防団に属しているもの
武雄市消防団に属していたもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">武雄市消防団から提出された武雄市消防団団員名簿</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">武雄市消防団</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　防災・減災課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	―

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">家屋評価調書台帳（RKK 総合行政システム固定資産税オンライン・家屋評価システム）</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">固定資産税台帳の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１所有者氏名、２所有者住所、３家屋所在地番、４登記情報、５家屋種類、６構造、７屋根の種類、８建築年月日、９主体、１０構築区分、１１階層、１２居数、１３特例の別、１４再建築費、１５評価額、１６新築・増築区分、１７経年減点、１８家屋評価平面図、１９家屋評価計算書</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">武雄市に固定資産を所有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">登記済通知書・職員が調査等をしたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　税務課（武雄市役所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	―
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備考	―

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">軽自動車税課税情報ファイル（RKK 総合行政システム軽自動車税オンライン）</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">軽自動車税の賦課事務を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１軽自動車情報（車両ごとの登録・廃車等基本情報）、２軽自動車履歴情報、３賦課履歴情報、４課税情報、５送付先情報、６代納情報、７収納情報、８口座情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">地方税法第４４３条の規定に該当する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">軽自動車検査協会等からの申告書資料
納税義務者からの軽自動車税申告書資料</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">固定資産税課税台帳（RKK 総合行政システム固定資産税オンライン）</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">固定資産税台帳の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２住所、３固定資産所在地番、４地目、５住宅用地特例の別、６地積、７課税・非課税の別、８市街化区域・市街化調整区域の別、９特例の別、１０戸数、１１評価額、１２宅地按分の別、１３負担水準、１４課税標準額、１５減税額、１６税額、１７登記情報、１８家屋種類・構造、１９屋根の別、２０階層、２１建設年月、２２新築・増築区分、２３床面積</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">武雄市に固定資産を所有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">登記済通知書・職員が調査等をしたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　税務課（武雄市役所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課台帳
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部　税務課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の課税事務を行うため
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４住所、５続柄、６世帯番号、７宛名番号、８個人番号、９健康保険証番号、１０世帯主に関する情報（氏名、生年月日、性別等）、１１国保資格取得日（届出日含む）、１２国保取得事由、１３国保喪失日（届出日含む）、１４国保喪失事由、１５収入状況、１６課税状況、１７納付状況、１８口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人等）、１９年金特別徴収に関する情報（特徴義務者名、基礎年金番号、年金種別、特別徴収中止事由等）、２０住基喪失に関する情報（喪失事由、喪失日等）、２１国保税の減免に関する情報（減免額、減免前後の国保税額等）
記録範囲	武雄市に住民記録を有する被保険者及び有していた被保険者
記録情報の収集方法	・本人又は本人の代理人 ・実施期間内の他部署（市民課、健康課） ・行政機関・独立行政法人等（日本年金機構、地方公共団体情報システム機構） ・地方公共団体 上記機関等との法令等に基づく手続きによる
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	マイナンバー連携に接合している都道府県市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部　税務課 （所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市県民税オンラインシステム(RKK 総合行政システム市県民税オンライン)
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部　税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税事務を行うため
記録項目	１氏名、２生年月日・年齢、３住所、４性別、５続柄、６個人番号、７識別番号、８学業・職業・職歴・勤務先、９課税資料区分、１０各種収入所得金額、１１各種控除金額、１２扶養情報、１３婚姻状況、１４障害状況、１５課税標準額、１６各種税額控除金額、１７計算過程税額情報、１８所得税・復興特別所得税額、１９市県民税額、２０期割情報、２１年金特徴情報、２２収納情報、２３口座情報、２４居住状況
記録範囲	武雄市に住民登録を有する者 武雄市外住民で武雄市に居住実態があるとして当市より市県民税が賦課される者 武雄市外住民で武雄市に事業所を置き営業している個人
記録情報の収集方法	本人から提出される申告書、事業所から提出される各種法定調書、管轄税務署から提供される各種法定調書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書、職員の調査によるもの
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	マイナンバー連携に接合している都道府県市区町村 国税庁（当市管轄税務署）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部　税務課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	確定申告書作成支援システム(税務 LAN システム)
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部　税務課
個人情報ファイルの利用目的	確定申告・市県民税申告の相談受付および個人住民税の課税事務を行うため
記録項目	１氏名、２生年月日・年齢、３住所、４性別、５続柄、６個人番号、７識別番号、８電話番号、９学業・職業・職歴・勤務先、１０課税資料区分、１１各種収入所得金額、１２各種控除金額、１３扶養情報、１４婚姻状況、１５障害状況、１６課税標準額、１７各種税額控除金額、１８計算過程税額情報、１９所得税・復興特別所得税額、２０市県民税額　、２１口座情報、２２資産状況、２３居住状況
記録範囲	武雄市に住民登録を有する者 武雄市外住民で武雄市に居住実態があるとして当市より市県民税が賦課される者 武雄市外住民で武雄市に事業所を置き営業している個人
記録情報の収集方法	本人から提出される申告書、事業所から提出される各種法定調書、管轄税務署から提供される各種法定調書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書、職員の調査によるもの
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	マイナンバー連携に接合している都道府県市区町村 国税庁（当市管轄税務署）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部　税務課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	償却資産申告書ファイル
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部　税務課
個人情報ファイルの利用目的	償却資産に関する課税の根拠となる資料のため
記録項目	１住所、２氏名、３電話番号、４屋号、５個人番号又は法人番号、６事業種目、７　事業開始年月、８係名・電話番号、９税理士名・電話番号、１０短縮耐用年数の承認、１１増加償却の届出、１２非課税該当資産、１３課税標準の特例、１４特別償却又は圧縮記帳、１５税務会計上の償却方法、１６青色申告、１７資産の所在地、１８借用資産、１９　事業用家屋の所有区分、２０資産の種類、２１資産の名称、２２数量、２３取得年月、２４取得金額、２５耐用年数、２６増加事由、２７減少事由　等
記録範囲	武雄市で事業を行っている者
記録情報の収集方法	事業者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部　税務課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">登記済通知書ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">固定資産税台帳の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１所在地番、２地目、３地積、４表示登記内容、５登記原因および原因年月日、６登記の目的、７所有者、８家屋番号、９専有の建物番号（マンション等）、１０建物種類、１１階層、１２構造、１３床面積、１４不動産番号、１５建物平面図、１６地積測量図</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">武雄市に固定資産を所有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">登記済通知書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　税務課（武雄市役所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　□無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	−

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">納税管理人等オンラインシステム(RKK 総合行政システム納税管理人等オンライン)</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">個人住民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税の課税業務の適切な実施のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２生年月日、３住所</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">納税管理人申請の申請者
相続人代表者届の代表者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出される申告書、職員の調査によるもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	－

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">口座振替管理情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　収納課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税等の口座振替を管理するため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２住所、３電話番号、４科目、５金融機関コード、６金融機関名称、７口座番号、８口座名義人、９申請日、１０開始日、１１処理日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">口座振替登録を有するもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人等から提出された届出書によるもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">武雄市指定金融機関、武雄市収納代理金融機関（本・支店）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　収納課（武雄市役所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	－

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">収納管理情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武雄市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">総務部　収納課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の収納を管理するため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２住所、３生年月日、４性別、５電話番号、６年度、７年度分、８科目、９最終収納日、１０通知書番号、１１調定額、１２収納額、１３過納額、１４滞納額、１５納期未到来額、１６算定団体</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">市内居住者（現在市外居住含む）、市内不動産及び償却資産所有者、市内に事業所を有する事業者、市内居住者（現在市外居住含む）の住民税特別徴収を行う事業者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">消込を行った納付（納入）データ</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）総務部　収納課（武雄市役所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	―
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備考	－

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納管理情報ファイル
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部　収納課
個人情報ファイルの利用目的	市税の納付状況、折衝記録の管理、滞納処分をするため
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４性別、５電話番号、６個人詳細、７住所氏名履歴、８電話催促、９世帯・関連者、１０税目、１１調定年度、１２課税年度、１３期別、１４通知書番号、１５納期限、１６調定額、１７未納額、１８納期未到来、１９滞納額、２０延滞金、２１滞納合計、２２記録、２３収納、２４賦課、２５調査、２６処分、２７催告、２８承継、２９基本、３０送付、３１連絡、３２口座、３３勤務、３４戸籍、３５訪問、３６グループ、３７生保
記録範囲	市内居住者（現在市外居住含む）、市内不動産及び償却資産所有者、市内に事業所を有する事業者、市内居住者（現在市外居住含む）の住民税特別徴収を行う事業者
記録情報の収集方法	国税徴収法 141 条に基づく調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部　収納課（武雄市役所）
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和１２番地１０
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">（実施なし）</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>